

令和2年10月29日

保護者 各位

小樽双葉高等学校長 佐々木 淳 一

道の「警戒ステージ」の移行に伴う行動基準について（お願い）

皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に対し、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、10月28日の北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、10月28日（水）をもって道の警戒ステージを「ステージ1」から「ステージ2」に移行することとしたことに伴い、道より特措法第24条第9項に基づく協力要請と更なる感染拡大防止対策の実施が求められました。

つきましては、本校として次のとおり対応しますので、ご理解とご協力をいただくとともにご家庭でのご指導についてもよろしくお願ひします。

記

1 発熱等の風邪症状がある場合の対応について

- (1) 家族に発熱等の風邪症状が見られる場合などは、学校保健安全法に規定する出席停止の措置をとることができますので、学校にご相談ください。
- (2) 健康観察表への記録については、これまでどおり行ってください。

2 3つの密の回避について

生徒が「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密閉場所」の感染リスクを理解し、自ら避ける行動をとることができるよう指導します。

3 身体的距離の確保について

生徒等の間隔が1メートルを目安として、教室内で最大限の間隔をとるように座席を配置します。

4 マスクの着用について

最新の知見の中でも、マスクの着用に感染症対策の効果が示されていることから、身体的距離が十分確保できるときを除き、マスクの着用を徹底するよう改めて指導します。

5 差別や偏見、誹謗中傷について

感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことがないように、引き続き指導します。